

国海環第97号  
令和2年12月18日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長  
田村 顕洋  
(公印省略)

海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了解頂きますようお願い致します。  
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



## 海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

### 1. 背景

船舶からの有害液体物質の排出の規制については、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下「マルポール条約」という。）附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）に基づき、国内においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）及び同法関係法令により担保されている。

#### 1. 1 有害液体物質排出防止設備の操作手引書の標準様式改正

令和元年 5 月に開催された国際海事機関（IMO）の第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC74）において、マルポール条約附属書Ⅱの一部改正（以下「附属書Ⅱ改正」という。）が採択され、残留性浮遊物質<sup>※1</sup>のうち一定の条件<sup>※2</sup>を満たすもの（以下「特定残留性浮遊物質」という。）に係る特定の海域<sup>※3</sup>における排出規制（事前処理方法）が強化された。また、強化された事前処理方法を有害液体物質排出防止設備の操作手引書（マルポール条約附属書Ⅱの設備の操作手引書。以下「P & A マニュアル」という。）に記載するため P & A マニュアルの標準様式が改正された。

#### 1. 2 相容性のある物質の組合せの改正

有害液体物質ばら積船については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準に関する省令（昭和 58 年運輸省令第 38 号。以下「技術基準省令」という。）第 21 条第 2 項から第 4 項の規定に従い有害液体物質排出防止設備を設置しなければならない。このうち、第 4 項の規定が適用される有害液体物質ばら積船については、海洋汚染等防止法検査心得（以下「心得」という。）において、有害液体物質のうちいずれか 1 物質のみ、又は貨物艙を洗浄することなく異種の有害液体物質を積載することが可能な性質（以下「相容性」という。）のある物質を繰り返し積載する有害液体物質ばら積船等と定義され、併せて、心得において相容性のある物質の組合せを規定している。

今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号。以下「施行令」という。）の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 245 号）により、施行令別表第 1 に規定される有害液体物質が改正され、令和 3 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、心得に規定される相容性のあ

※1 「残留性浮遊物質」とは、次の①～⑤のすべてに該当する物質をいう。

- ① 密度が海水の密度以下のもの
- ② 蒸気圧が 0.3kPa 以下のもの
- ③ 水に対する溶解度が 0.1%（当該物質が固体である場合にあっては 10%）以下のもの
- ④ 20℃における動粘度が 10 平方ミリメートル毎秒を超えるもの
- ⑤ 膜を生成するもの

※2 次の①～③に掲げるすべてに該当するものをいう。

- ① 非凝固性物質であって低粘性物質
- ② Y 類物質等
- ③ 20℃における粘度が 50mPa 秒以上である物質又は融点が 0℃以上である物質

※3 北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、西ヨーロッパ海域又はノルウェー海域



る物質の組合せに掲げられる物質が細分化されることとなった。

## **2. 主な改正内容**

### **2. 1 有害液体物質排出防止設備の操作手引書の標準様式改正**

心得 I 技術基準省令附属書〔12〕に規定している国際航海に従事する有害液体物質ばら積み船に備え付ける P & A マニュアルの標準様式中、特定の海域における特定残留性浮遊物質の予備洗浄方法を記載する欄を追加等をする改正を行う。

なお、排出規制の強化については、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省・環境省令第 2 号）により国内法令で担保されている。

### **2. 2 相容性のある物質の組合せの改正**

改正された施行令別表第 1 において「ナフタレン」が「ナフタレン」と「ナフタレン（粗製のものに限る。）」の二つに細分化されて定義されることから、相容性のある物質の組合せ（心得 I 技術基準省令 21.4(a)(1)(i)）に規定されている当該物質についても細分化して規定する。

## **3. 施行日**

令和 3 年 1 月 1 日